

広島県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和四年二月十四日までの間、縦覧に供する。

令和四年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

千代田八千代線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市八千代町上根字源田二〇〇八番一 地先から 安芸高田市八千代町上根字源田二〇六六番四 地先まで		八・三〇〇 一 五・四〇〇	二八二・〇〇〇	二八二・〇〇〇	
		一一・二〇〇 一 一四・九〇〇			
	一一・二〇〇 一 一四・九〇〇		二八二・〇〇	二八二・〇〇	ダブルウェイ 解除